

平成21年 2月25日

各 位

会 社 名 アライドテレシスホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役会長 大 嶋 章 禎  
(コード番号：6835 東証第2部)  
問 合 せ 先 I R 部 長 原 洋 一  
(TEL：03-5437-6007)  
(URL <http://www.at-global.com/>)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年2月25日開催の取締役会において、平成21年3月30日開催予定の第22回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 平成21年1月5日に「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます。)が施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に移行(株券の電子化)されました。これに伴い、株券、実質株主、実質株主名簿に関する規定を削除または変更(現行定款第7条、第9条、第10条、第11条)するとともに、株券喪失登録簿に関する経過措置として附則を新設するものであります。なお、現行定款第7条第2項は、決済合理化法上、平成21年1月5日に当該規定を廃止したものとみなされております。
- (2) 取締役会の活性化を図り、経営体質を強化して、経営環境の変化に迅速に対応できる体制を構築するため、取締役の任期を現行の2年から1年に短縮するものであります。(現行定款第21条)
- (3) 取締役の任期を短縮するのに伴い、機動的な資本政策および配当政策を可能にするため、剰余金の配当等の決定機関を変更するものであります。(現行定款第43条)

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

- |                     |                 |      |
|---------------------|-----------------|------|
| (1) 定款変更のための株主総会開催日 | 平成21年3月30日(月曜日) | (予定) |
| (2) 定款変更の効力発生日      | 平成21年3月30日(月曜日) | (予定) |

以 上

(別紙)

定款変更の内容

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第6条 (条文省略)  (单元株式数および单元未満株券の不発行) 第7条 (条文省略) 2. <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u> 3. <u>前項の規定にかかわらず、当社は、1単元の株式数に満たない株式(以下「单元未満株式」という)に係る株券を発行しないことができる。</u>  第8条 (条文省略)  (株式取扱規程) 第9条 <u>当社が発行する株券の種類、株主(実質株主名簿に記載または記録された実質株主を含む。以下同じ。)の氏名等株主名簿の記載事項の変更、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、单元未満株式の買取請求の取扱、その他株式または新株予約権に関する取扱および手数料ならびに株主の権利の行使に関する事項については、取締役会の定める株式取扱規程による。</u>  (株主名簿管理人) 第10条 (条文省略) 2. (条文省略) 3. <u>当社の株主名簿、実質株主名簿および株券喪失登録簿ならびに新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、单元未満株式の買取請求の取扱、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。</u>  (基準日) 第11条 <u>当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u> 2. (条文省略)  第12条～第20条 (条文省略)  (取締役の任期) 第21条 <u>取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>	第1条～第6条 (現行どおり)  (单元株式数) 第7条 (現行どおり) (削除) (削除)  第8条 (現行どおり)  (株式取扱規程) 第9条 <u>当社の株式に関する扱いは、取締役会の定める株式取扱規程による。</u>  (株主名簿管理人) 第10条 (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. <u>当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u>  (基準日) 第11条 <u>当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u> 2. (現行どおり)  第12条～第20条 (現行どおり)  (取締役の任期) 第21条 <u>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>

<p>2. (条文省略)</p> <p>第22条～第42条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第43条 当社は、<u>株主総会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を行うことができる。</u></p> <p>2. <u>前項のほか、取締役会の決議により、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)を行うことができる。</u></p> <p>第44条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>2. (現行どおり)</p> <p>第22条～第42条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第43条 当社は、<u>剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</u></p> <p>2. <u>剰余金の配当としての期末配当は毎年12月31日、中間配当は毎年6月30日の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対しこれを行うことができる。</u></p> <p>第44条 (現行どおり)</p> <p>(附則)</p> <p><u>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p><u>第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削除するものとする。</u></p>
--	--

以上